

文教経済委員会資料	
年月日	令和4年9月20日
担当課	教育総務課

気高地域の学校統合に関する進捗状況について

気高地域の学校統合について、令和4年2月に気高地域学校統合準備委員会より「4つの小学校を新設統合し、浜村駅周辺の新規用地を取得して学校を新築する」という内容の報告書の提出を受けました。これを踏まえ、気高地域の新設校の設置に向けた、気高地域の学校統合に関する検討委員会（以下「庁内検討会」）を行っておりますので、議論の内容及び今後の見通しについて報告します。

1 現在までの経過

- ・ 令和3年3月 気高地域学校統合準備委員会設置（委員会開催回数9回）
- ・ 令和4年2月 気高地域学校統合準備委員会より「検討結果及び要望」の報告
- ・ 令和4年3月 鳥取市教育委員会において「検討結果及び要望」について協議・回答
- ・ 令和4年4月 庁内検討会議設置・検討開始

2 庁内検討会の議論の概要

令和4年3月に市教育委員会は、気高地域学校統合準備委員会に、まちづくりの観点も踏まえた学校用地の選定や関係者会議（仮称）の設置を行い更に検討を進めることなどを回答しました。その内容に沿い、子どもたちの教育環境の充実を早期に実現するため、適切な学校用地の選定と学校施設等の整備に向けた庁内検討会を設置しました。庁内検討会では施設の複合化、共用化、既存施設の活用等について課題等の整理を行い、本市まちづくり計画等に基づき気高地域のまちづくりの視点も踏まえた検討を進めています。

3 今後のスケジュール

令和4年9月に庁内検討会議での議論を終えた後、10月頃に気高地域の方々で構成される「関係者会議（仮称）」を立ち上げるため調整を行っています。

関係者会議では、気高地域の地域住民の幅広い意見を募り学校の新設を含めたまちづくりを進めるため話し合いを行います。その後、関係者会議から出された意見も参考として本市教育委員会が、新設校の学校種や学校用地について決定します。

なお、新しい学校の教育課程や校名、校歌等については、気高地域学校統合準備委員会（後期）の中で検討いただくことを予定しています。

乗合交通「きらり号」の実証実験の経過について

【周知経過】

- ・8/25 事業案内チラシを配布(全戸対象地域)、対象地域外は回覧。
- ・9/22 案内チラシ(申込用紙同封)を配布(全戸対象地域)
- ・9/27 試乗会(気高1名、鹿野2名の方がモニターとして体験) *新聞、TVの報道あり
 - ◆金融機関、医療機関、生活利用施設などにポスター、チラシを設置
 - ◆民生児童委員、逢坂・浜村公民館、気高地域社会福祉協議会、西地域包括支援センターに協力依頼(利用者の斡旋、興味のある方を紹介)

【申込状況】

○開始前 申込者 5名(気高:4名、鹿野:1名)・・・9月30日時点



☆開始後 申込者 9名(気高:7名、鹿野:2名)・・・10月14日時点

*気高地域の内訳 浜村地区6名 逢坂地区1名

【利用状況】

- ・買物(行先:ジュンテンドー、ウェルネス、エスマート)
- ・娯楽(鹿野往来交流館 童里夢、友人宅)
- *医療機関への乗降はなし

【利用者の意見】

- ・玄関先まで乗り入れてもらい乗降が楽である。
- ・時間どおりにきてもらえる。
- ・運転手の対応がよい、丁寧な対応である。

【今後の検討、対応方針】

- ・利用者獲得のための広報・・・再度チラシを配布予定。
- ・各区長、民生児童委員など利用者になってもらえる方を紹介していただき、個別に説明、依頼。
- ・利用促進のため無料キャンペーン、料金体系の見直しなどを検討。

未利用財産の利活用について 民間事業者の皆様のご意見を募集します！

【調査の名称】

未利用財産の利活用に係るサウンディング型市場調査

■市場調査の目的

鳥取市の保有する未利用財産（今後未利用となる可能性のある財産を含む。以下、「対象財産」という。）について、財産の有効利用や地域の活性化などの視点から、民間活力を導入した利活用を検討しています。

つきましては、市場性の有無や活用方法、さらには民間活用の前提条件などに関して民間事業者の皆さまからご意見を募集して、今後の利活用方針の検討に役立てたいと考えます。

※ 本市場調査は対象財産の利活用事業者を募集するものではなく、対象財産の今後の利活用方針の検討に係る参考意見を募集するものです。

※ 本市場調査に参加していただくことで、事業者としての考えを市に伝えることができ、市としても事業者がより参加しやすい公募条件等を把握することが可能となります。

【市場調査の流れ】

意見募集

対象財産の情報や募集するご意見の内容等を提示し、ご意見を募集 ※希望により対話を実施
〈意見募集期間〉令和4年11月21日（月）まで

結果の公表

市場調査の結果概要を公表
令和4年12月上旬予定

利活用方針の検討

市場調査で把握したご意見を踏まえて今後の利活用方針を検討

■ご意見の募集

(1) 対象者

事業の実施主体となる意向を有する個人 若しくは 法人

※ 参加除外要件については、「IV 留意事項の5」をご参照ください。

(2) 意見募集について

意見シート（様式1）に必要事項を記載し、期限内に下記の提出先へEメールでご提出ください。

〈意見募集期間〉 令和4年10月7日（金）～11月21日（月）（8時30分～17時15分）

〈提出先〉 鳥取市総務部資産活用推進課

電話：0857-30-8135 Eメール：shisan@city.tottori.lg.jp

※ 対話を希望する場合（事前申込み制）

エントリーシート兼事前ヒアリングシート（様式2）に必要事項を記載し、令和4年11月11日（金）17時15分までに上記提出先へEメールでお申込みください（対話を実施する場合は意見シートの提出は不要です）。対話場所は鳥取市役所本庁舎会議室を予定していますが、コロナウイルス感染拡大防止の観点から WEB 会議も可とします。具体的な場所及び日時についてはお申込みいただいた後、個別に調整します。なお、対話当日は、エントリーシート兼事前ヒアリングシートに沿ってご説明をお願いします。

■質問の受付

本市場調査の実施内容等について、質問がある事業者は、期限までに上記の提出先へEメールでご質問ください。

〈質問受付期間〉 令和4年10月7日（金）～令和4年11月4日（金）（8時30分～17時15分）

※ 質問に対する回答については、メールにて返信するとともに鳥取市公式ウェブサイトに掲載します。ウェブサイト掲載に際しては事業者名を非公表とします。

I 対象財産 ※各物件の概要については、別添の「物件概要」をご参照ください。

項番 1 旧用瀬保育園

項番 2 浜村温泉館

※ 項番 2 浜村温泉館については、現在、施設の一部を民間事業者が利用中ですが、今年度末に退去する予定です。

II 対象財産の民間活用に関する市の基本的な考え方

- (1) 市において対象財産の修繕、設備更新等を行いません。(現状有姿にて対象財産を提供)
- (2) 対象財産の提供にあたっては、原則として公募により対象財産を一括で売却又は賃貸借するものとします。
- (3) 民間事業者が対象財産を利活用することで、「事業機会の創出」となり、地域住民にとっては「地域の魅力向上や身近な雇用」、行政にとっては「施設の維持管理コストの削減」につながることを期待します。

III 募集するご意見（市がお聞きしたいと考えている事項です。）

対象財産について、主に以下の項目に関してご回答いただける範囲で、ご意見・ご提案をお聞かせください。

- ※ 意見シートの提出は対象財産 2 件のうちの一部でも構いません。
- ※ 事業者自らが事業に関わることが前提となります。

① 対象財産の市場性について

- ・ 立地条件、周辺環境、その他諸条件を考慮した上での市場性の有無

② 対象財産の活用方法について

- ・ 実現可能性のある活用方法
(福祉施設、教育施設、作業所、住宅用地、駐車場用地、その他など・・・)
- ・ 実現にあたって想定される課題・懸念事項

③ 活用にあたっての条件等について

- ・ 民間活用の前提条件、市に求める条件等

IV 留意事項 ※必ずご確認の上、ご意見提出（お申込み）ください。

1 参加の扱い

本市場調査への参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。

2 費用負担

本市場調査への参加に要する費用は、参加事業者等の負担とします。

3 追加協力をお願い

後日、意見シート等に関する照会等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

4 実施結果の公表

本市場調査の実施結果については、事前に参加者に内容の確認・了解を得た後、概要を鳥取市公式ウェブサイトで公表します。(参加者の名称は、公表しません。)

5 参加除外要件

令和 4 年 1 0 月 7 日（金）から意見募集期限の 1 1 月 2 1 日（月）までの間のいずれの日

においても、次の要件に該当している場合は、本市場調査に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- (3) 鳥取市暴力団排除条例（平成 24 年鳥取市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当する者。
- (4) 鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けている者又は保留期間中の者。

【事務局・お問い合わせ先】

担当	総務部 資産活用推進課 資産活用係
住所	鳥取市幸町 71 / 鳥取市役所本庁舎
電話/FAX	0857-30-8135 / 0857-20-3948
Eメール	shisan@city.tottori.lg.jp

項番 2

【浜村温泉館】



物件概要

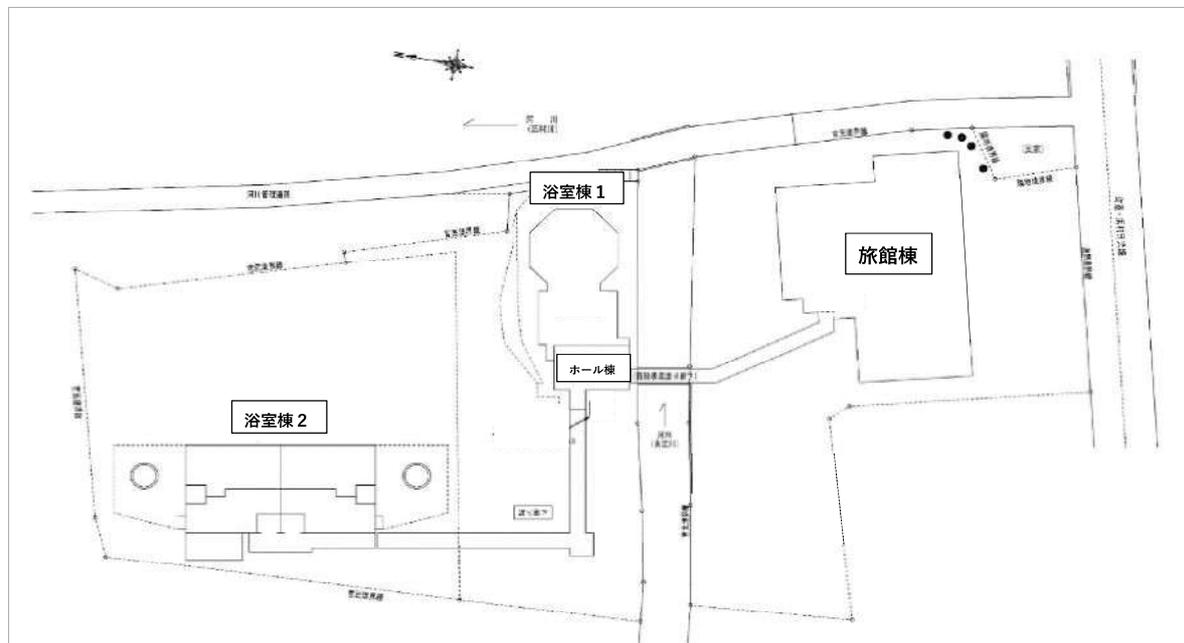
物件の経過等	<p>平成14年に旧気高町が民間から当施設を取得し、平成15年に町営施設として営業開始されました。その後、指定管理者による運営行われてきましたが、施設の老朽化等を主な理由に平成28年4月に休館しました。</p> <p>現在は旅館棟1階、2階の一部を民間事業者が作業場として利用していますが、今年度末に退去する予定です。</p> <p>浜村温泉街の一角に位置する当施設。車を利用する場合、山陰道鳥取西道路 浜村鹿野温泉 I C から3～4分程度でアクセスできます。近隣には気高町総合支所があります。</p>				
所在地	鳥取市浜村780-2				
敷地面積 (公簿面積)	5,474.77㎡				
主な建物の概要	項番	種類	建築年	構造等	床面積
	①	旅館棟	1983年	鉄筋コンクリート造 (2,3階は鉄骨鉄筋コンクリート造)	1,287.49㎡
	②	浴室棟1	2004年	木造平屋建	198.17㎡
	③	浴室棟2	1997年	木造平屋建	327.60㎡
	※その他、ホール棟、渡り廊下棟、機械室などの建物が存在します。				
耐震診断	①～③ 新耐震基準				
法令等に基づく 主な制限	<p>・地域地区：非線引都市計画区域（建ぺい率70% 容積率400%）</p> <p>※建物及び敷地の一部が都市計画施設（都市公園「浜村砂丘公園」）に含まれます。</p>				
供給処理施設 の状況	電気	有			
	ガス	プロパンガス			
	上水設備	上水道			
	下水設備	公共下水			
交通機関 アクセス	鉄道	JR浜村駅 距離約530m			
	バス	気高循環バス・日ノ丸バス 浜村温泉停留所 距離約160m			
	車	山陰道鳥取西道路 浜村鹿野温泉 I C 距離約2.2km			
特記事項	<p>・建物及び設備に多数の不具合箇所あり。</p> <p>・配湯（温泉の供給）を受けようとする場合、原則、鳥取市温泉事業配湯条例（平成16年鳥取市条例第78号）に規定する分担金、使用料等の納付が必要となります。 ※令和4年10月20日 追記</p>				

【浜村温泉館】

位置図

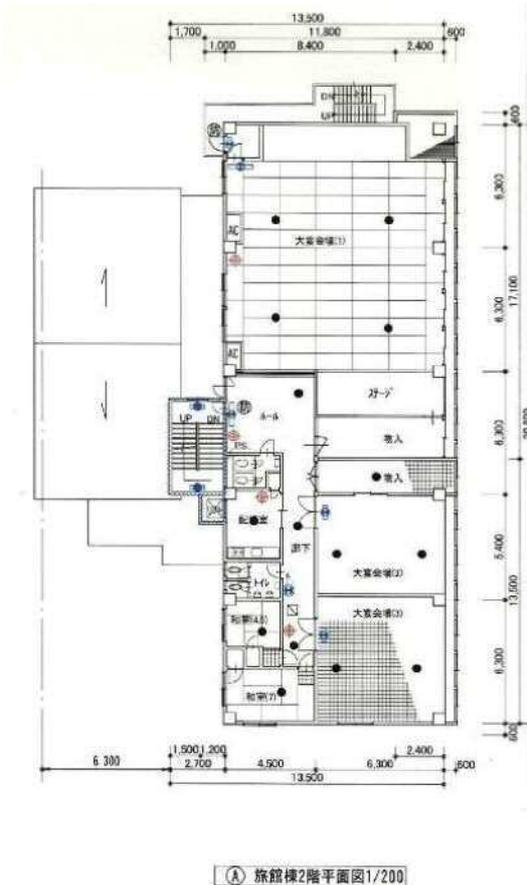
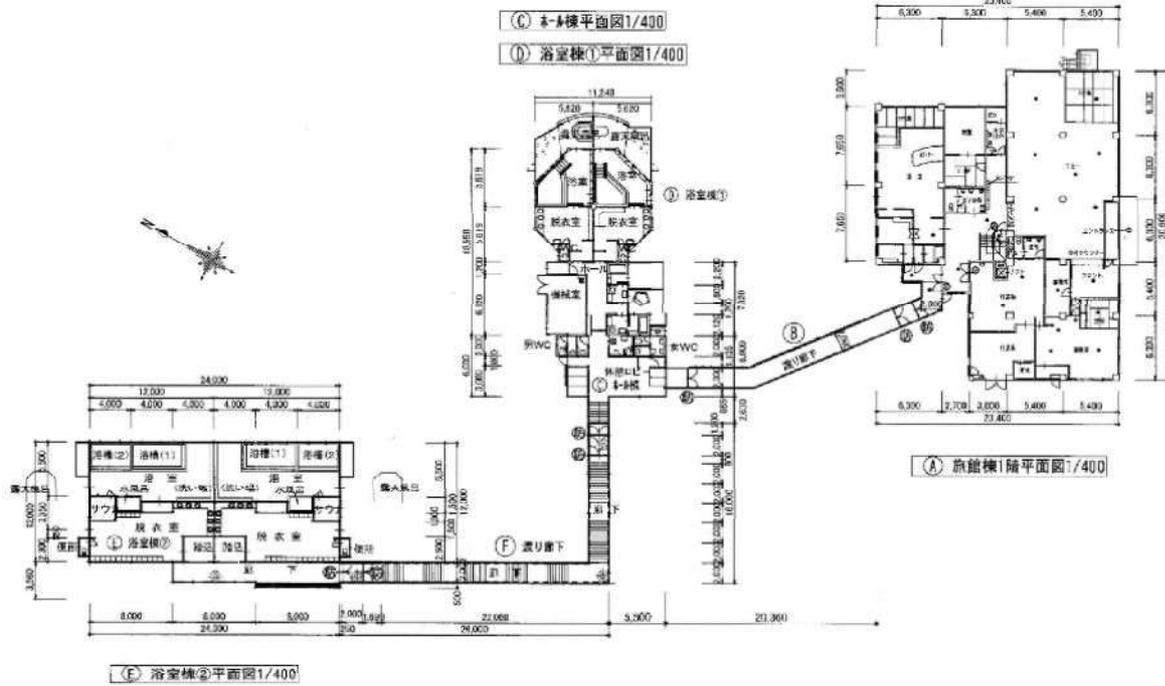


概要図 ※現況と異なる場合があります。



【浜村温泉館】

平面図 ※現況と異なる場合があります。



【浜村温泉館】

参考写真

旅館棟奥の駐車場



旅館棟ロビー



旅館棟フロント



旅館棟2階大宴会場



旅館棟3階客間



渡り廊下



浴室棟1 (浴室)



浴室棟1 (浴槽)



浴室棟1 (露天風呂)



渡り廊下 (階段部分)



浴室棟2 (脱衣室)



浴室棟2 (浴室)

